

『たんぽぽだより』 でおなじみ **黒田 みち** の「市政報告&おしゃべり会」へ
お越しいただいてありがとうございます *^-^*

・・・声帯が腫れてしまって十分声を出すことができません。申し訳ありませんが、
よろしくお願ひします。・・・

北陵地域では、平成9年の6月～7月頃、丸山台3丁目の「ごみ焼却場」の建て替え（案）
がでた時、北陵小学校体育館で行われた市の説明会にたくさんの住民が集まって、「止めさせた」という経過があります。（南部処理センターと合体して75t・3炉建設計画）・・・
(その後、広域処理センターへと移行)

川西市がこの6月議会に提案してきた「大型ごみの有料化」について、議案として提案する前に「収集業務の変更や有料化についての住民説明」を求め続けましたが、残念ながら「決まってから説明に行く」という態度を取っています。

（子ども・子育て会議の中の幼稚園・保育所の統廃合なども同じ）

今回お伝えする「ごみ収集に係る業務全般（現在 分庁舎）」の移転についても、丸山台3丁目の市有地売却についても、川西市・猪名川町の住民に計画説明をし、質問や意見を受けるべきと伝えていますが、決まってから住民に伝える・・・といいます。

私達住民の生活環境が大きく変わることが予想される事柄ですから、「市民の財産（土地）を預かる市」として、「住民福祉の増進が責務の自治体」として、説明責任を果たすことは当たり前のことです。

この間「あまりにもいろいろあり過ぎて」（子どもの個人情報を自衛隊に提供しているなど）お伝えしたいことがたくさんありますが、ぜひご参加の方のお声を聴かせていただきたいと考えていますのでよろしくお願ひします。

「たんぽぽだより」のバックナンバーもありますので、ぜひお持ち帰りください。
ブログ「たんぽぽだより」、フェイスブックもしています、ぜひ、ご覧ください。

第一種中高層住居専用地域(だいいっしゅちゅうこうそうじゅうきょせんようちいき)は、都市計画法による用途地域の一つで、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域である。

目次

- 1 用途制限
- 2 建ぺい率
- 3 容積率
- 4 斜線制限
- 5 関連項目

用途制限

用途地域による用途の制限(用途制限)に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。以下、特記ない面積の数字については床面積の合計、階数については当該用途部分の階数について言う。

- 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 - ○
- 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m²以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの - ○
 - 兼用住宅の非住宅部分の用途規制については、第一種低層住居専用地域のものと同等。
- 店舗等 - 500m²以下、かつ2階以下
 - 店舗等の用途規制があり、下記のものに限られる。
 - 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋等
 - 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店等(作業場は50m²以下、かつ原動機設備は出力総計が0.75kW以下)
 - 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等(作業場は50m²以下、かつ原動機設備は出力総計が0.75kW以下)
 - 学習塾、華道教室、囲碁教室等
 - 物品販売業を営む店舗(専ら性的な写真・物品等の販売を行うものを除く。)又は飲食店
 - 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業等
 - 事務所等 - ×
 - ホテル・旅館 - ×
 - 遊戯施設・風俗施設 - ×
 - 展示場等 - ×
 - 運動施設 - ×
 - 公共施設・病院・学校等
 - 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 - ○
 - 大学、高等専門学校、専修学校等 - ○
 - 図書館等 - ○
 - 美術館、博物館等 -
 - 巡査派出所、公衆電話所、郵便局 - 郵便局は500m²以下または4階以下
 - 神社、寺院、教会等 - ○
 - 病院 - ○
 - 公衆浴場(風俗営業を除く)、診療所、保育所等 - ○
 - 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 - ○
 - 老人福祉センター、児童厚生施設等 - ○
 - 自動車教習所 - ×
 - 近隣公園内の公衆便所および休憩所、路線バスの停留所の上家 - ○
 - 自治体の支部・支所 - 600m²以下
 - 税務署、警察署、保健所、消防署等 - 4階以下
 - 電気通信、電気、ガス、液化石油ガス、水道、下水道、都市高速鉄道、熱供給の各事業のための施設
 - 第一種低層住居専用地域に建築できるもの - ○
 - 法令で指定する第一種中高層住居専用地域に建築できる電気通信、電気、ガスの各事業のための施設 - 4階以下

- 工場・倉庫等
 - 単独自動車車庫 - 300m²以下(都市計画決定を除く)、かつ2階以下
 - 建築物附属自動車車庫 - (車庫の床面積 + 建築物附属車庫用工作物の建築面積(300m²以下の場合はマイナス減算))が、主建築物の延べ面積以下かつ3000m²以下、かつ2階以下。
 - 公告対象区域にあっては、(車庫の床面積 + 建築物附属車庫用工作物の建築面積)が10000m²以下、かつ、(1つの車庫の床面積 + 公告対象区域内の他の全車庫の床面積の総和 + 他の全建築物附属車庫用工作物の建築面積の総和)が(10000m² × 公告対象区域内の敷地の数 - 全建築物附属車庫用工作物の建築面積の総和)以下
 - 建築基準法令で定める危険物の貯蔵又・処理 - ×
 - その他 - ×
- 建築物附属物
 - 畜舎 - 15m²以下
 - 準住居地域における建築基準法法令で定める量を超える危険物の貯蔵・処理 - ×
- 特定行政庁が用途地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したもの - ○
- 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等 - 都市計画区域内においては都市計画決定が必要

建ぺい率

建ぺい率は30%、40%、50%、60%のいずれかに都市計画で定められ、建築物はその数値を超えてはならない。ただし、特定行政庁の指定する角地の建築物、防火地域内にある耐火建築物は、建ぺい率の制限を10%加えた数値まで緩和する。

容積率

容積率は100%、150%、200%、300%、400%、500%のいずれかに都市計画で定められ、建築物はその数値以下でなければならない。ただし、前面道路の幅員が12メートル未満である場合は、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の審議によって指定する区域内の建築物にあっては、その幅員のメートルの数値に10分の6を、それ以外の建築物では10分の4を乗じたもの以下でなければならない。

斜線制限

道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限の3種すべての斜線制限が適用される。ただし、日影規制の対象区域内では北側斜線制限の適用がない。

関連項目

- 都市計画図

memo ☺

川西市の大型ごみ収集を有料化しないことを求めます

川西市議会議長 殿

【請願趣旨】

川西市は6月市議会に市民に知らせることもなく、大型ごみ収集有料化を計画しています。「大型ごみ有料化」は、以下の問題を持つもので、市に対して「大型ごみ収集を有料化しないこと」を求めます。

- 1、市民にいっさい知らせず、行政としての説明責任も果たせていません。
- 2、7年前、全会派一致で撤回された計画が、矛盾もそのままで再度、提案されたもので、市の財政負担が増え、市民にとっても、市にとってもメリットはありません。
- 3、兵庫県下の29市で、「大型ごみ有料化」が実施されているのは13市で、「一般ごみ有料化」が実施されているのも13市です。「大型ごみ有料化」が「一般ごみ有料化」につながることが危惧されます。
- 4、市民アンケートでも、「ごみの有料化、ごみ処理費の負担」に対し、「反対」「現状のまま」が約5割で多数でした。市民の要求や声にも逆行です。
- 5、「大型ごみ有料化」は、ゴミの不法投棄が増え、そのために市の仕事や負担が増したり、さまざまな問題、矛盾をうみだすもので、効率的とは言えません。
- 6、ごみの収集サービスは「住民の福祉の増進」という自治体の責務です。私たちの生活に必要不可欠のサービスは、税金を納めている市民に対して果たすべきサービスです。全国的にも住民サービスが切り捨てられている流れの中、市民のサービスを向上させていく方向こそ川西市に必要です。

【請願事項】

川西市の大型ごみ収集の有料化をしないこと。

氏名	住所

「川西市の大型ごみ収集の有料化を考える会」(世話人代表 鷲園 隆史)
連絡・集約先 Tel : 090-1142-4778 / Fax : 072-792-2416

大型ごみ収集の有料化でどうなるの？

10日間で3088筆も！

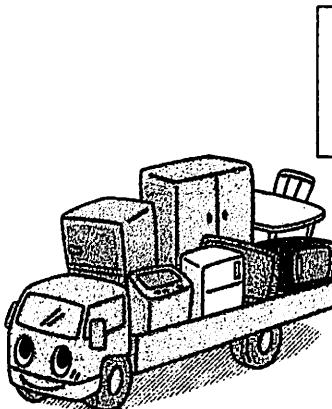


6月5日から始まる定例議会で、市は「大型ごみ収集の有料化」の議案が提案されます。その目的は①他市町からの流入防止 ②負担の公平感の確保③ごみの減量としています。

7年前に議会で「撤回」されたもので、川西市のごみ総量は減っており、納得いきません。

現 状

月2回、ごみステーションで回収。



① 他市町からの流入防止？

不法投棄のデーターはあるが、他市町からの流入は不明。現状の不法投棄は家電4製品ばかり。

③ 負担の公平性？

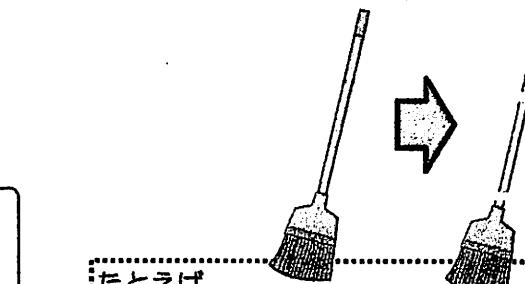
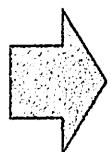
有料化が公平でしょうか？有料化しても税金が減らず、逆に税金の2重取りになります。

③ ごみの減量化？

大型ごみは、現状ごみ総量の7%です。大型ごみが減っても、一般ごみや不法投棄が増え、ごみの総量が減るとは限りません。

有料化

- ① 収集の申し込み(電話 or インターネット)
- ② コンビニなどで「処理券」を購入し受付番号を記入
※長辺 40cm~1m未満 [300円]、1.0~2.0m未満 [600円]、2.0m以上 [900円]
- ③ ごみの排出・収集
②で購入した「処理券」をごみに貼付け、指定日の朝に、指定場所（基本は自宅前）に排出する



たとえば

【1.2mのほうきを捨てる場合どうなるの？】

- ① そのまま捨てる場合は600円
- ② 国崎クリーンセンターに持ち込むと80円で処理
- ③ 3等分して40cm以下にすると一般ごみとして無料に

現在無料のごみが、上記のようになります。

有料化により「一般ごみの質」劣化をまねき、ごみを加工することのできない高齢者などへは負担が増すばかりです。

ごみの問題は、行政と住民などが協力して進めなくてはなりません。「議会で決めてから説明する」というやり方は、乱暴で一方的ではありませんか。有料化はストップさせましょう！市民の関心は高く10日間で3388筆が集まり、第一次分として市に提出しました。

『川西市の大型ごみ収集を有料化しないこと』を求める署名第二次分（裏面を活用）にご協力ください。

★6月17日までに手渡し、もしくは右記宛てに郵送・Faxください。

発行：川西市の大型ごみ収集有料化を考える会
連絡先：川西市平野2丁目1-3

Tel: 090-1142-4778 Fax: 072-792-2416

※ご協力いただける方の連絡もお待ちしています。

川西市清掃業務全般が
やってくる？！

100名を超える職員
2tパッカー車 21台
2tダンプカー 12台
軽4トラック 3台

道路～最大傾斜約14%

(最低約8%)

認定幅員6.7～15.8m

歩道はありません・・・

国崎

川西市

川西市上水道
配水高区水池

第1種
中高層住居専用
地域

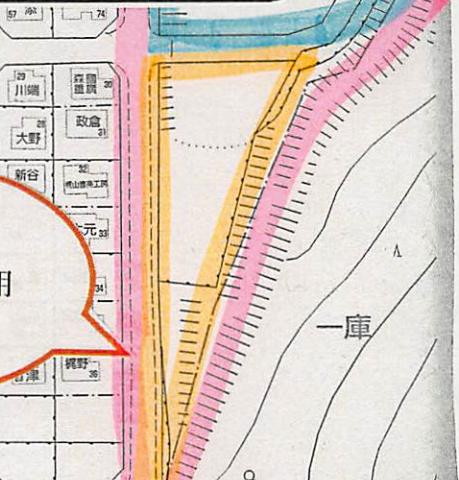
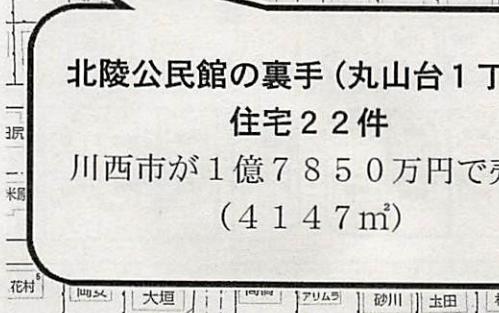
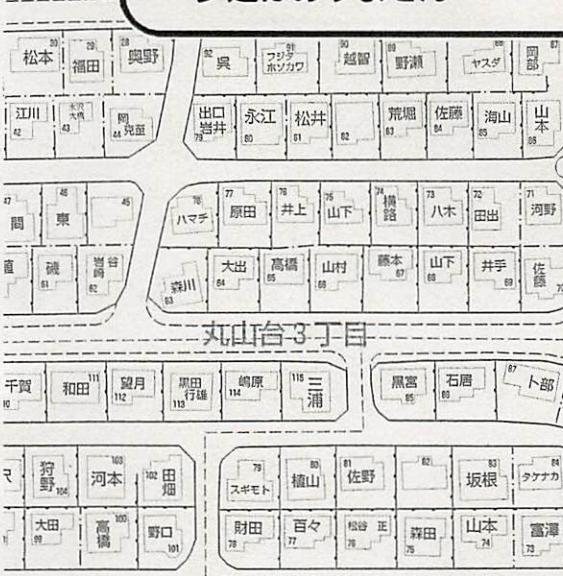
川西市の未利用地
(丸山台3丁目) 26321m²売却？！

川西市が1億1800万円で予算計上
(m²単価4500円)

第1種
低層住居専用
地域

北陵公民館の裏手(丸山台1丁目)
住宅22件

川西市が1億7850万円で売却
(4147m²)



・・・アンケートのお願い・・・

* ^ - ^ * 今日はお忙しい中ありがとうございました。

ご感想やご意見など書いていただけたらありがたいです。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

☆毎月発行している「たんぽぽだより」など、ご自宅まで
届けさせていただいて良ければお書きください。

ご住所
お名前